Q2 では、先ほど伺った裁判員制度についてご存知の事柄を何から知りましたか。当てはまるもの を, 次の中から全てあげてください。

全体	į.						1										1
					テレビ	新聞報	イン	家族・	ラジオ	雑誌	勤務先	各種パ	書籍等	裁判員	その他	わから	
					報道	道	ター	友人・	報道		での話	ンフ		制度に		ない	
				(n)			ネット	知人等				レット		関する			回答計
								の話						各種説			
														明会			
<u>H</u>	21	年	度	2,010	96.5	74. 2	11.7		13.7	7.9		7.3	2.7		1.0	0.0	241.4
Η	22	年	度	2,013	97. 2	73. 2	13.0	14. 7	13.9	8.6	7.6	5. 5	4.3		0.9		239.9
Н	23	年	度	1,988	95. 3	73. 3	13.1	17.6	14. 2	8. 1	8.8	5. 9	3.2		1.2	0.1	243.0
Н	24	年	度	1,986	95.1	67.2	12.6	15. 1	12.0	6.9	6.4	4.6	3. 2		1.5	0.2	226.6
Н	25	年	度	1,999	94.6	68.4	14.0	14. 4	12.7	7.5	6.8	3.8	3. 9		1.2	0.1	228.3
Н	26	年	度	1,984	95.8	66.1	16.0	13.4	12.0	7.0	6.4	4.1	3.6		1.4	0.2	227.2
H	27	年	度	1,964	95.3	64.1	16.6	16.6	12. 9	7.2	7.2	3.7	2.8		0.6	0.1	228.2
今	口	調	查	1,976	94. 1	62.0	18.1	14.3	12.4	8.6	7.5	3.8	3.7	1.2	1.8	0.1	227.7
男	性	別	】 性	955	92. 5	65. 1	24. 3	10. 5	15. 4	10. 2	9. 9	3.8	5. 2	1.5	2.2	0.1	240.6
女			性	1,021	95.6	59. 2	12. 2	17.8	9.6	7.1	5. 3	3.9	2.3		1.5	0.1	215.6
[年 齢	9 別]														
2	$0 \sim$	2 9	歳	239	90.0	28.5	32.2	13.8	5.9	4.6	7.1	1.7	3.8	0.8	10.0	0.4	198.7
3	$0 \sim$	3 9	歳	303	92.7	38.6	29.0	15.5	7.9	3.6	7.9	1.3	2.0	1.0	0.7	-	200.3
4	$0 \sim$	4 9	歳	353	92.9	61.8	25.5	14.2	9.3	7.9	10.8	2.5	3.1	1.4	0.3	-	229.7
5	$0 \sim$	5 9	歳	298	95.6	71.8	16.1	12.8	12.8	11.4	9.7	4.0	4.4	0.7	0.7	-	239.9
6	$0 \sim$	6 9	歳	345	96.5	80.6	11.6	17.1	15.4	9.9	7.8	7.0	4.1	1.2	0.6	-	251.6
7	0 歳	き 以	上	438	95. 2	75.6	3.2	12.6	18.9	11.9	3.2	5.3	4.6	1.8	1.1	0.2	233.6
[職業	笔 別]														
お	勤	b	め	717	91.9	55. 2	27.9	11.9	10.9	8.4	13.5	3.3	4.0	1.5	2.4	0.1	231.1
自	営 •	自 由	業	207	95.2	59.4	18.4	12.1	17.9	9.2	5.3	1.4	3.9	1.4	1.4	-	225.6
パー		ヘルバイ		294	95.9	57.1	16.3	19.7	10.5	6.8	6.8	2.4	2.0	0.7	1.0	-	219.4
	き主婦・	専業主		453	95.4		7.7		12.1	8.4			3.1		1.1	-	221.2
33.6			AL.	4.0	000	40 5	0.5	00 5	0.5		0.5			0.5	10 5		000 0

8. 4 5. 0

11.8

2.5

16.4

1. 5 2. 5

5.0

1. 1 2. 5

5.0

6.5

12.5

0.8

221. 2 220. 0

242.0

200.0

0.4

※Q3については、9頁を参照。

職

学

無

40

262

90.0

95.8

66.7

67. 5 42. 5

81. 7 66. 7

8.0

35.0

22.5

9.5

Q4 あなたは、我が国の刑事裁判について、<u>裁判員制度が始まる前には</u>どのような印象を持っていましたか。次の(a) \sim (i) の項目について、次の中から最も当てはまるものを1つ選んでください。

(a)公正中立である

全体										
				(n)	そうり	ややそう思う	どとえい	あそわれ	そう思わない	平均点
7.7	0.1	<i>F</i>	nte	0.010	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	0.45
Н	21	年	度	2,010	20.4	22.4	42.4	11.0	3. 7	3.45
Н	22	年	度	2,013	20.1	25.8	39.4	11.0	3.6	3.48
Н	23	年	度	1,988	19.5	25.6	37.6	13.0	4.3	3.43
Н	24	年	度	1,986	17. 9	25.9	41.1	11.9	3. 1	3.44
Н	25	年	度	1,999	18.8	25.4	41.9	10.9	3.0	3.46
Н	26	年	度	1,984	20.8	23.9	42.6	9.6	3.0	3.50
Н	27	年	度	1,964	19.7	27. 1	38.7	11.2	3.4	3.48
今	口	調	查	1,976	19.9	26.7	38.4	11.7	3.3	3.48

[性別】		年齢	冷別】	[A	敞業別】	(今回調	査)				
[1	生	5	训]							
男					性	955	21.3	26.6	35.3	12.7	4.2	3.48
女					性	1,021	18.6	26.8	41.2	10.9	2.4	3.48
[年	歯	令	別]							
2	O	\sim	2	9	歳	239	13.4	31.4	41.0	12.6	1.7	3.42
3	0	\sim	3	9	歳	303	13.5	33.0	38.6	12.5	2.3	3.43
4	O	\sim	4	9	歳	353	17.3	26.1	42.8	10.2	3.7	3.43
5	O	\sim	5	9	歳	298	19.8	26.8	38.6	11.1	3.7	3.48
6	O	\sim	6	9	歳	345	25.5	22.6	34.8	12.8	4.3	3.52
7	0	岸	支	以	上	438	25.6	23.5	35.8	11.6	3.4	3.56
[職	当	É	別]							
お		剪	肋		め	717	17.4	28.3	37.5	13.4	3.3	3.43
自	営	•	自	由	業	207	27.5	21.3	35.3	9.7	6.3	3.54
パ	- ト	• 7	アル	バイ	, ŀ	294	16.3	29.3	45.6	6.1	2.7	3.50
専	業主	婦	• 専	主業主	: 夫	453	18.8	26.9	39.7	12.6	2.0	3.48
学					生	40	15.0	30.0	40.0	15.0	-	3.45
無					職	262	27.5	22.9	32.4	13.0	4.2	3.56
そ		0	0		他	3	_	33. 3	33. 3	33.3	_	3.00

(b)信頼できる

全体										
					そう思	ややそ	どちら	あまり	そう思	
				(n)	う	う思う	ともい	そう思	わない	平均点
				(11)			えない	わない		1 7/1/
					(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	
Н	21	年	度	2,010	19.4	32.3	34. 2	11.8	2.3	3. 55
Н	22	年	度	2,013	18.5	34.0	33.9	10.8	2.8	3.54
Н	23	年	度	1,988	17.7	30.0	33.6	14.5	4.2	3.42
Н	24	年	度	1,986	16.9	32.7	37.4	10.5	2.6	3.51
Н	25	年	度	1,999	17.0	34.6	36.0	10.1	2.3	3.54
Н	26	年	度	1,984	19.6	32.7	36. 1	9.5	2.2	3. 58
Н	27	年	度	1,964	17.7	33.7	34. 9	10.5	3.3	3. 52
今	口	調	查	1,976	18. 7	32.7	33.5	11.8	3.3	3. 52

_[1	生別)	1 [年歯	冷別】	[]	職業別 】	(今回調	査)				
[1	生	另]							
男					性	955	20.1	32.9	30.6	12.6	3.9	3.53
女					性	1,021	17.4	32.5	36. 2	11.1	2.7	3.51
[年	歯	th Th	別]							
2	0	\sim	2	9	歳	239	12.6	34.3	34.3	16.7	2.1	3.38
3	0	\sim	3	9	歳	303	11.6	37.3	35.6	12.5	3.0	3.42
4	0	\sim	4	9	歳	353	16. 1	34.8	36.5	11.0	1.4	3.53
5	0	\sim	5	9	歳	298	18.1	33.6	33.9	11.1	3.4	3.52
6	0	\sim	6	9	歳	345	21.4	27.5	35.4	11.9	3.8	3.51
7	0	岸	Ē	以	上	438	27.4	30.4	27.4	9.6	5.3	3.65
[職	業	ŧ	別]							
お		茧	肋		め	717	15.6	34.3	34. 3	12.7	3. 1	3.47
自	営	•	自	由	業	207	26. 1	26.1	30.0	12.6	5.3	3.55
パ	ート	• 7	アル	バイ	イト	294	13.3	38. 1	34.7	10.2	3.7	3.47
専	業主	婦・	・専	業主	E夫	453	19.2	30.9	37.7	10.2	2.0	3.55
学					生	40	12.5	27.5	35.0	20.0	5.0	3. 23
無					職	262	27.9	31.3	25.2	11.8	3.8	3.68
そ		0)		他	3	_	33.3	33.3	33.3	_	3.00

(c)裁判所や司法は近づき難い印象がある

全体										
				(n)	そう思う	ややそ う思う	どもい えない	あまり そうない	そう思 わない	平均点
					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
Н	21	年	度	2,010	50.0	26.4	14. 4	6.0	3. 1	1.86
Н	22	年	度	2,013	48.1	29.7	13.8	6.3	2.2	1.85
Н	23	年	度	1,988	51.5	26.6	10.4	6.9	4.6	1.87
Н	24	年	度	1,986	48.6	28.4	14.6	6.2	2.2	1.85
Н	25	年	度	1,999	46.7	27.3	16.0	6.8	3. 2	1. 92
Н	26	年	度	1,984	44.6	29.0	16.6	6.6	3.3	1. 95
Н	27	年	度	1,964	49.6	27.7	13.5	6.3	2.9	1.85
今	П	調	查	1,976	48.7	26. 9	14.0	6.5	3.9	1. 90

[/	生別】		年歯	伶別】	[]	職業別]	(今回調	査)				
[1	生	另	[]]							
男					性	955	43.1	26. 2	17.2	8.3	5.2	2.06
女					性	1,021	54.0	27.6	11.0	4.8	2.6	1.75
[年	歯	÷	別]							
2	0	\sim	2	9	歳	239	48.1	31.4	10.0	7.5	2.9	1.86
3	O	\sim	3	9	歳	303	49.2	29.0	14. 2	4.3	3.3	1.83
4	O	\sim	4	9	歳	353	48.7	27.2	15.0	5.7	3.4	1.88
5	O	\sim	5	9	歳	298	46.3	28.9	15.8	5.7	3.4	1.91
6	O	\sim	6	9	歳	345	47.5	29.3	13.6	6.4	3.2	1.88
7	0	厉	苋	以	上	438	51.4	19.6	14. 2	8.7	6.2	1.99
[職	業	ŧ	別]							
お		茧	肋		め	717	45.6	28.6	15.3	6.1	4.3	1.95
自	営	•	自	由	業	207	45.4	22.2	17.9	9.7	4.8	2.06
パ	ート	• 7	アル	バイ	, ŀ	294	55.8	26.2	10.5	5.1	2.4	1.72
専	業 主	婦・	・専	主業主	夫	453	55.4	26.5	11.5	3.8	2.9	1.72
学					生	40	37.5	37.5	17.5	7.5	-	1.95
無					職	262	41.6	26.3	14.9	11.1	6.1	2.14
そ		0)		他	3	100.0	-	-	-	-	1.00

(d)納得できる裁判(判断)が行われている

全体															
				(n)	そう思 う	ややそ う思う	どちらともい	あまり	そう思 わない	平均点					
					(5)	(4)	えない (3)	わない (2)	(1)						
Н	21	年	度	2,010	10.5	27.4	45.2	13.1	3.7	3. 28					
Н	22	年	度	2,013	9.6	27.0	45.5	13.7	4.3	3. 24					
Н	23	年	度	1,988	9.1	24.0	47.3	14.6	5.0	3. 17					
Н	24	年	度	1,986	8.2	26.0	48.4	13.6	3.9	3. 21					
Н	25	年	度	1,999	8.6	25.7	48.7	12.7	4.4	3. 21					
Н	26	年	度	1,984	10.0	27.3	48.8	10.7	3.2	3.30					
Н	27	年	度	1,964	8.5	26.0	49.1	11.1	5.3	3. 21					
今	П	調	查	1,976	8.5	26.3	47.1	13.5	4.6	3. 20					

_[1	生別		年歯	令別】	[]	哉業別】	(今回調	査)				
[1	生	另	IJ]							
男					性	955	9.4	26.8	43.4	14.7	5.8	3.19
女					性	1,021	7. 5	25.9	50.6	12.4	3.5	3.21
[年	由	ļ,	別]							
2	0	\sim	2	9	歳	239	7.5	20.5	54.0	14.2	3.8	3.14
3	0	\sim	3	9	歳	303	3.6	30.7	48.5	13.9	3.3	3.17
4	O	\sim	4	9	歳	353	6.8	25.2	51.3	13.9	2.8	3. 19
5	0	\sim	5	9	歳	298	6.4	30.2	44.3	14.8	4.4	3. 19
6	0	\sim	6	9	歳	345	8.1	26.7	44.9	14.5	5.8	3.17
7	0	蒜	Ĉ	以	上	438	15.3	24.4	42.7	11.0	6.6	3.31
[職	業	É	別]							
お		剪	h		め	717	5.4	28.6	48.3	14.4	3.3	3. 18
自	営	•	自	由	業	207	14.5	22.7	41.1	12.6	9.2	3.21
パ、	ート	・フ	ノル	バイ	(ト	294	6. 1	26.9	50.7	12.6	3.7	3. 19
専 :	業 主	婦 •	専	業主	主夫	453	9.9	24. 1	49.9	13.2	2.9	3.25
学					生	40	10.0	30.0	42.5	12.5	5.0	3.28
無					職	262	11.8	25.6	40.8	13.4	8.4	3. 19
そ		0)		他	3	_	33.3	33.3	33.3	_	3.00

(e)国民の感覚が反映された裁判(判断)がされている

全体										
				(n)	そう思 う (5)	ややそ う思う (4)	どもない (3)	あ ま う ま う な い (2)	そう思 わない (1)	平均点
Н	21	年	度	2,010	7. 1	21. 5	47. 5	18.6	5. 3	3. 07
Н	22	年	度	2,013	8. 4	21.8	46.8	17.9	5. 1	3. 11
Н	23	年	度	1,988	7. 1	17. 2	46.0	21.4	8.2	2.94
Н	24	年	度	1,986	5. 9	20.4	49.3	18.8	5.5	3.02
Н	25	年	度	1,999	6.0	19.7	49.8	19.2	5.4	3.02
Н	26	年	度	1,984	6.5	21.2	51.4	15.5	5.4	3.08
Н	27	年	度	1,964	6.5	22. 1	46.7	18.5	6.1	3.05
今	П	調	查	1,976	6. 9	21.9	47.4	18.1	5.7	3.06

_ [/	生別		年歯	冷別】	[]	職業別】	(今回調	查)				
	1	生	另	[[]]							
男					性	955	7.3	22.2	44.3	19.0	7.2	3
女					性	1,021	6.5	21.6	50.3	17.3	4.2	3
[年	歯		別]							
2	0	\sim	2	9	歳	239	5.4	17.6	51.9	20.9	4.2	2
3	0	\sim	3	9	歳	303	3. 3	21.1	48.5	23.4	3.6	2
4	0	\sim	4	9	歳	353	4. 5	21.5	46.5	22.4	5.1	2
5	0	\sim	5	9	歳	298	3.4	24.5	49.0	16.8	6.4	3
6	0	\sim	6	9	歳	345	8.4	21.7	49.0	14.8	6.1	3
7	0	房	支	以	上	438	13. 2	23.5	42.7	13.0	7.5	3
[職	当	Ę	別]							
お		並	肋		め	717	4.3	20.2	48.8	21.8	4.9	2
自	営	•	自	由	業	207	13.5	20.3	43.0	15.0	8.2	3
パ・	ート	• 7	アル	バイ	イト	294	4. 1	21.8	51.0	18.0	5.1	3
専	業 主	婦	• 専	業主	E夫	453	7.7	22.3	50.8	15.0	4.2	3
学					生	40	10.0	25.0	40.0	22.5	2.5	3
無					職	262	9.9	27.1	38.5	14.9	9.5	3
そ		0	0		他	3	_	_	33. 3	66.7	-	2

(f)事件の真相が解明されている

全体										
					そう思う	ややそ う思う	どちら ともい	あまり そう思	そう思 わない	
				(n)			えない	わない	4276.	平均点
					(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	
Н	21	年	度	2,010	7.6	28.6	43.9	15.3	4.7	3. 19
Н	22	年	度	2,013	9.0	27.6	42.4	16.2	4.7	3.20
Н	23	年	度	1,988	8.6	24.8	43.4	16.5	6.7	3. 12
Н	24	年	度	1,986	7.0	27.1	44.2	16.9	4.8	3. 15
Н	25	年	度	1,999	7.0	28.5	44.5	15.2	4.9	3. 18
Н	26	年	度	1,984	7.8	25.8	47.6	14.3	4.6	3. 18
Н	27	年	度	1,964	7. 1	28.0	42.7	16.7	5.5	3. 15
今	П	調	查	1,976	7. 5	28. 2	42.6	16.0	5.6	3. 16

_[1	生別)		年歯	令別】	[]	職業別 】	(今回調	査)				
[1	生	另	[1]	1							
男					性	955	7.9	28.3	42.5	14.2	7.1	3. 15
女					性	1,021	7. 2	28. 2	42.6	17.7	4.2	3. 17
[年	由	ļ,	別]							
2	0	\sim	2	9	歳	239	4.6	25.9	46.4	17.6	5.4	3.07
3	0	\sim	3	9	歳	303	6.3	28.7	45.5	14.2	5.3	3. 17
4	0	\sim	4	9	歳	353	5. 1	27.8	40.2	21.5	5.4	3.06
5	0	\sim	5	9	歳	298	4.0	30.9	43.0	15.4	6.7	3.10
6	0	\sim	6	9	歳	345	9.3	26. 1	44.3	14.2	6.1	3. 18
7	0	蒜	Ĉ	以	上	438	13.0	29.5	38.6	13.9	5.0	3.32
[職	業	É	別]							
お		茧	h		め	717	5.9	27.9	45.2	16.0	5.0	3.14
自	営	•	自	由	業	207	10.1	31.4	36. 2	13.0	9.2	3.20
パ	ート	・ラ	ノル	バイ	' ト	294	4. 1	27.9	41.5	20.1	6.5	3.03
専	業主	婦 •	専	業主	主夫	453	9.3	26.7	43.9	16.8	3.3	3. 22
学					生	40	-	32.5	47.5	15.0	5.0	3.08
無					職	262	12.2	29.4	38. 2	12.6	7.6	3. 26
そ		0)		他	3	_	-	66.7	33.3	_	2.67

(g)裁判の手続や内容が難しい,わかりにくい

全体										
				(n)	そう思 う (1)	や や り 思 う (2)	ちもなる ちもなる (3)	あ き う な い (4)	そう思 わない (5)	平均点
Н	21	年	度	2,010	50. 5	26. 7	16. 7	4.6	1.5	1.80
Н	22	年	度	2,013	48.6	27.5	17.5	4.5	1.9	1.84
Н	23	年	度	1,988	54. 9	26.4	13.3	3.5	1.9	1.71
Н	24	年	度	1,986	49.7	27.5	17.5	3.7	1.6	1.80
Н	25	年	度	1,999	47.1	28.5	17.6	4.6	2. 2	1.86
Н	26	年	度	1,984	45.8	27.5	20.5	5.1	1.2	1.89
Н	27	年	度	1,964	48.2	30.2	15.7	4.2	1.6	1.81
今	口	調	查	1,976	47.0	28.9	17.8	4.0	2.3	1.86

[/	生別】		年歯	冷別】	[]	職業別]	(今回調	査)				
[†	生	兄	31]]							
男					性	955	42.8	29.2	19.6	5.2	3.1	1.97
女					性	1,021	50.9	28.6	16. 2	2.8	1.5	1.75
[年	歯	4	別]							
2	O	\sim	2	9	歳	239	43.1	32.2	19.7	3.3	1.7	1.88
3	O	\sim	3	9	歳	303	44. 9	31.7	17.8	4.6	1.0	1.85
4	O	\sim	4	9	歳	353	46.7	30.0	17.0	2.8	3.4	1.86
5	O	\sim	5	9	歳	298	48.7	29.5	14.8	4.7	2.3	1.83
6	O	\sim	6	9	歳	345	50.1	27.5	16.2	4.1	2.0	1.80
7	0	厉	Ē	以	上	438	47.3	24.9	20.8	4.3	2.7	1.90
[職	業	É	別	1							
お		茧	h		め	717	43.8	31.1	17.9	4.6	2.6	1.91
自	営	•	自	由	業	207	44. 9	29.0	19.3	3.9	2.9	1.91
パ	ート	• 7	ール	バイ	一	294	55.4	26.5	15.3	1.7	1.0	1.66
専	業 主	婦・	専	主業主	主夫	453	50.1	27.4	17.0	4.0	1.5	1.79
学					生	40	27.5	35.0	32.5	5.0	-	2.15
無					職	262	45.4	27.1	18.7	5.0	3.8	1.95
そ		0)		他	3	66.7	33.3	-	_	_	1.33

(h)裁判に時間がかかる

全体										
					そう思	ややそ	どちら	あまり	そう思	
				(n)	う	う思う	ともい	そう思	わない	平均点
				(11)			えない	わない		T~0 M
					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
Н	21	年	度	2,010	73.3	14.7	9.6	1.6	0.8	1.42
Н	22	年	度	2,013	70.6	16.2	9.9	1.8	1.4	1.47
Н	23	年	度	1,988	72.5	16.8	7.8	2.1	0.9	1.42
Н	24	年	度	1,986	69. 9	16.7	11.0	1.7	0.7	1.46
Н	25	年	度	1,999	69.6	15.6	11.8	1.6	1.5	1.50
Н	26	年	度	1,984	67.6	17.0	12.7	1.6	1.1	1.52
Н	27	年	度	1,964	68.5	18.6	9.9	1.4	1.6	1.49
今	П	調	查	1,976	67.9	18.0	11.6	1.4	1.1	1.50

	生別		年歯	冷別】	[]	職業別]	(今回調	査)				
[1	生	另	[1]]							
男					性	955	66.7	17.9	12.5	1.8	1.2	1.53
女					性	1,021	69.0	18.0	10.8	1.1	1.1	1.47
[年	歯	r f	別]							
2	0	\sim	2	9	歳	239	65.3	18.0	15. 1	1.7	-	1.53
3	0	\sim	3	9	歳	303	65.0	22.8	10.2	1.0	1.0	1.50
4	0	\sim	4	9	歳	353	64.0	20.1	13.6	1.4	0.8	1.55
5	0	\sim	5	9	歳	298	69.5	19.1	8.7	2.0	0.7	1.45
6	0	\sim	6	9	歳	345	74.8	15.7	8.1	1.2	0.3	1.37
7	0	蒝	莨	以	上	438	68.0	13.9	13.7	1.4	3.0	1.57
[職	業	All	別]							
お		茧	肋		め	717	66.5	18.8	12.1	1.7	0.8	1.51
自	営		自	由	業	207	69.1	16.9	12.1	0.5	1.4	1.48
パ	ート	• 7	アル	バイ	,	294	69.4	22. 1	7.8	0.3	0.3	1.40
専	業 主	婦 •	・専	葉 業 主	夫	453	69.5	15. 2	12. 1	1.5	1.5	1.50
学					生	40	52.5	22.5	22.5	2.5	-	1.75
無					職	262	68.3	16.0	11.5	2.3	1.9	1.53
そ		0)		他	3	100.0	_	ı	-	I	1.00

(i)刑事裁判や司法など公の事柄について,国民の関心が高く自分の問題として考えている

全体										
				(n)	そう思 う	ややそ う思う	どちら ともい えない	あまり そう思 わない	そう思 わない	平均点
					(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	
Н	21	年	度	2,010	9. 9	20.3	39. 2	21.5	9. 1	3.00
Н	22	年	度	2,013	8.8	21.0	37.6	23.0	9.7	2.96
Н	23	年	度	1,988	9.4	16.4	31.4	29.0	13.8	2.79
Н	24	年	度	1,986	7.9	19.8	39.4	22.8	10.1	2.93
Н	25	年	度	1,999	7.7	19.2	40.1	23.2	9.8	2. 92
Н	26	年	度	1,984	7.4	20.6	42.5	20.1	9.3	2.97
Н	27	年	度	1,964	7. 5	19.1	38. 2	23.8	11.4	2.88
今	П	調	查	1,976	7.7	20.0	39. 1	22.2	11.0	2.91

_[/	生別】		年歯	伶別】	[]	職業別]	(今回調	査)				
[1	生	另]							
男					性	955	8.7	21.5	40.8	18.5	10.5	2.99
女					性	1,021	6.8	18.7	37.4	25.7	11.5	2.84
[年	歯	r f	別]							
2	0	\sim	2	9	歳	239	3.8	15.9	37.2	29.7	13.4	2.67
3	0	\sim	3	9	歳	303	4.0	18.5	47.5	21.1	8.9	2.87
4	0	\sim	4	9	歳	353	4. 5	22.4	41.9	20.7	10.5	2.90
5	0	\sim	5	9	歳	298	8.4	22.5	40.6	19.5	9.1	3.02
6	0	\sim	6	9	歳	345	9.0	21.2	38.0	22.0	9.9	2.97
7	0	炭	Ē	以	上	438	13.5	18.9	31.7	22.1	13.7	2.96
[職	業	AR.	別]							
お		茧	肋		め	717	5.3	20.4	42.4	21.6	10.3	2.89
自	営	•	自	由	業	207	10.6	23.7	33.8	19.3	12.6	3.00
パ・	ート	• 7	アル	バイ	イト	294	5. 1	24.5	39.1	22.4	8.8	2.95
専	業 主	婦・	・専	〔業 〕	E夫	453	8.8	16.3	38.6	24.7	11.5	2.86
学					生	40	5.0	15.0	40.0	27.5	12.5	2.73
無					職	262	13.4	18.7	34.7	20.6	12.6	3.00
そ		0)		他	3	_	-	33.3	33.3	33.3	2.00

Q5 あなたが前間のような印象を持つことになった原因は何ですか。当てはまるものを,次の中から全てあげてください。

全体	ž.																		
					テレビ	新聞報	イン	ラジオ	家族・	雑誌	特に原	書籍等	専門	勤務先	裁判へ	裁判傍	その他	わから	
					報道	道	ター	報道	友人・		因はな		家・識	での話	の関与	聴		ない	
							ネット		知人等		く, 自		者等の						
				(n)					の話		分でそ		話						回答計
											のよう								
											に考え								
											た								
Н	21	年	度	2,010	89. 6	70.2	9.2	11.0	9. 6	9. 5		4.1	4.2			1.4	0.5	0.5	219.4
Н	22	年	度	2,013	90.9	67.2	10.3	11.9	11. 3	8.6		4.8	3.8	4.3	2. 1	1.3	0.3		220.7
Н	23	年	度	1, 988	85. 7	66.0	10.8	13.3	11. 9	9.0		3.8	5.7	4.4	2. 1	1.6			220. 2
Н	24	年	度	1,986	88.6	64.2	12.6		10.2	7. 9				3.6		1.1	0.6	0.5	
Н	25	年	度	1, 999	90. 2	64.0	11. 9	11.0	10. 1	7. 5		3. 2	3.1	2. 7	1.6			0.8	
Н	26	年	度	1, 984	88.8	62. 9	15. 4	10.7	9. 0	7. 5		4. 2	4.7	3. 9			0.6		
Н	27	年	度	1, 964	89. 0	59. 9	16. 4	10.4	12.8								0.5	0.7	217.0
今	П	調	査	1,976	88.3	58.9	19.0	11.5	10.0	9. 3	6. 5	4. 2	4.0	3. 4	1.7	1.5	0.6	0.6	219. 4
7 1/1	.mul F	Fr #A Du T	7 m	46 AUG 1711 T	/ A 🖂 🕾	- -\													
性		年齢別】	1	敞業別】	(今回調	<u> </u>			1		1			1	1		1		
男	性	別	.k/L	055	04.7	co o	04.0	19.7	7.4	0.0	7.0	- 1	F 0	F 1	2.0	0 1	0.0	0.0	001 5
			性性	955	84. 7	62.3	24. 2	13. 7	7. 4	9.9			5. 3		3. 0		0.6	0.6	
女	年 歯	-A DII	1生	1,021	91. 7	55. 7	14. 1	9.5	12. 3	8. 7	5. 8	3. 3	2.8	1.8	0.4	0.9	0.5	0.5	208. 0
1		.,	歳	020	00.0	00.0	20.0	4.0	10.0	4.6	8. 8	1 7	0.0		0.0	1 0	1.0	1 0	107.0
2	0 ~	2 9 3 9	成歳	239 303	86. 2 84. 8	28. 9 38. 0	32. 6 29. 4	4. 2 6. 9	10. 0 6. 9	4. 6 6. 6	9.9	1. 7 3. 6		3. 3 5. 6			1. 3 0. 3		
1	0 ~	4 9	成歳	353	84. 8 89. 5	58. 0 58. 1	29. 4	9.6	8. 2	7.6	9. 9 6. 8	3. 6 4. 0		5. 6 4. 5			0.3	0.3	219. 8
4	0 ~	5 9	歳	298	90.3	68.5	23. 5	10.7	7.7	13.8		4. 0 5. 0		4. 0			0.8	0. 7	235. 2
5	0 ~	6 9	成歳	298 345	90. 3 87. 5	75.4	13. 3	10.7	12. 5	13. 8	3. 0 4. 3	5. 0 6. 1	5. 4 5. 2	2.6	2.3	2.6			239. 4
7	0 岸		<i>所</i> 义 上	438	90. 2	71.0	2. 5	14. 8	13. 0			4. 1	3. 2 4. 1	1. 1	1. 1	1.4	0. 5	0. 6	239. 4
	U 府	义 以	ㅗ	490	30. 4	11.0	۷. ن	10. 3	10.0	10.0	0.0	4.1	4.1	1.1	1.1	1.4	0.0	0.7	444.1

6. 8 2. 9

2.7

0.7

0.4

2. 4

0.9

2.5

0.4

0.8

1.9

0.7

0.4

2.5

2.7

4. 8 3. 7 4. 2

8.2

2.9

7.7

7. 1

5. 3

220.5

228.0

211.6

213.7

170.0

233. 6 400. 0

1.0

0.2

0.8

※Q6~Q13については、12頁以下を参照。

85.6

85.0

90.1

92.1

82.5

90.5

207

294

453

40

262

職

54.7

61. 4 53. 7

60.7

32.5

74.8

28.5

17.4

18.0

10.2

32.5

8.4

17.4

10.5

11.3

2.5

15.6

6.8

13.6

13.5

9.5

11.1

10.2

【職業別】 お勤め 自営・自由業

パート・アルバイト 専業主婦・専業主夫

マ学無そ

Ⅲ 調査票(付:今回調査単純集計結果)

Ⅲ 調查票(付:今回調查単純集計結果)

裁判員制度の運用に関する意識調査

平成 29 年 1 月

Q1 【回答票1】あなたは「裁判員制度」について、次に挙げる事項をご存知ですか。(各SA) ※項目ごとに「1知っている、2知らない」の2つから回答を選択してください。

(n=2,000)

		知っている	知らない
(a)	裁判員制度が実施されている	98.3	1.8
(b)	裁判員制度は、国民が裁判員として刑事裁判に参加し、裁判官と一緒に、有罪・無罪の判断や刑の内容(重さ)を決める制度である	97.2	2.9
(c)	20歳以上で選挙権のある人(有権者)であれば、原則として、誰でも裁判員に選ばれる可能性がある	93.4	6.7

※ Q1で (a) \sim (c)のすべてが「2知らない」と回答した人に対しては, 6ページのQ11 \sim

【Q1でひとつでも「1知っている」と回答した人にQ2~10を聞く】

Q2 【回答票2】では、先ほど伺った裁判員制度についてご存知の事柄を何から知りましたか。当てはまるものを、次の中から全てあげてください。(MA)

62.0 (7)	新聞報道	3.8 (‡)	各種パンフレット	
8.6 (1)	雑誌	14.3 (7)	家族・友人・知人等の話	
3.7 (ウ)	書籍等	7.5 (ケ)	勤務先での話	
94.1 (I)	テレビ報道	1.2 (¬)	裁判員制度に関する各種説明	슾
12.4 (才)	ラジオ報道	1.8	その他(具体的に)
18.1 (力)	インターネット	0.1	わからない	
				(n=1, 976, M. T. =227. 7%)

Q3 【回答票3】裁判員制度が開始されてから、あなたの裁判や司法への興味や関心に変化はありましたか。(SA)

(n=1, 976)

- 27.8(ア) 以前に比べて興味や関心が増した
- 3.2(イ) 以前に比べて興味や関心が減った
- 69.0(ウ) 特に変わらない
- **Q4** 【回答票4】あなたは、我が国の刑事裁判について、<u>裁判員制度が始まる前には</u>どのような印象を持っていましたか。次の $(a)\sim(i)$ の項目について、次の中から最も当てはまるものを1つ選んでください。(各SA)

まず、「(a)公正中立である」についてはどうですか。 (以下(b)~(i)について聞く)

(各項目 n=1,976)

		そう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	そう思わない	平均点
(a)	公正中立である	19. 9	26. 7	38. 4	11. 7	3. 3	3. 48
(b)	信頼できる	18. 7	32. 7	33. 5	11. 8	3. 3	3. 52
(c)	裁判所や司法は近づき難い印象がある	48. 7	26. 9	14. 0	6. 5	3. 9	1. 90
(d)	納得できる裁判(判断)が行われている	8. 5	26. 3	47. 1	13. 5	4. 6	3. 20
(e)	国民の感覚が反映された裁判(判断)がされている	6. 9	21. 9	47. 4	18. 1	5. 7	3. 06
(f)	事件の真相が解明されている	7. 5	28. 2	42. 6	16. 0	5. 6	3. 16
(g)	裁判の手続や内容が難しい、わかりにくい	47. 0	28. 9	17. 8	4. 0	2. 3	1. 86
(h)	裁判に時間がかかる	67. 9	18. 0	11. 6	1. 4	1, 1	1. 50
(i)	刑事裁判や司法など公の事柄について,国 民の関心が高く自分の問題として考えている	7. 7	20. 0	39. 1	22. 2	11. 0	2. 91

Q5 【回答票5】あなたが前問のような印象を持つことになった原因は何ですか。当てはまるもの を、次の中から全てあげてください。(MA)

58. 9 (7)	新聞報道	1. 5 (<i>7</i>)	裁判傍聴		
9. 3 (1)	雑誌	10. 0 (<i>y</i>)	家族・友人・知人	、等の話	
4. 2 (†)	書籍等	3. 4 (¬)	勤務先での話		
88. 3 (I)	テレビ報道	4. 0 (†)	専門家,識者等の)話	
11. 5 (才)	ラジオ報道	6. 5 (>)	特に原因はなく,	自分でそのよう	に考えた
19. 0 (ħ)	インターネット	0. 6	その他(具体的に)
1. 7 (‡)	裁判への関与	0. 6	わからない		
				(n=1, 976,	M. T. =219. 4%)

Q6 【回答票6】あなたが<u>裁判員制度の実施により、期待すること</u>は何ですか。次の $(a)\sim(i)$ の項目について、次の中から最も当てはまるものを1つ選んでください。(ASA)まず、「(a) 裁判がより公正中立なものになる」についてはどうですか。 (以下 $(b)\sim(i)$ について聞く)

(各項目 n=1,976)

		そう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	そう思わない	平均点
(a)	裁判がより公正中立なものになる	37. 3	30. 2	22. 7	7. 2	2. 6	3. 92
(b)	裁判がより信頼できるものになる	32. 2	31. 6	25. 1	7. 8	3. 3	3. 82
(c)	裁判所や司法が身近になる	29. 2	34. 7	23. 5	8. 5	4. 1	3. 76
(d)	裁判の結果(判断)がより納得できるものに なる	25. 2	28. 7	33. 3	8. 6	4. 2	3. 62
(e)	裁判の結果(判断)に国民の感覚が反映され やすくなる	31. 7	36. 8	22. 2	6. 0	3. 3	3. 88
(f)	事件の真相がより解明される	23. 7	24. 9	35. 4	10. 9	5. 0	3. 52
(g)	裁判の手続や内容がわかりやすくなる	24. 2	28. 4	32. 2	10. 2	4. 9	3. 57
(h)	裁判が迅速になる	20. 7	20. 4	34. 9	15. 7	8. 2	3. 30
(i)	刑事裁判や司法など公の事柄について,国民 の関心が増して自分の問題として考えるよう になる	23. 2	38. 1	28. 0	7. 4	3. 3	3. 70

Q7 【回答票7】あなたは、<u>現在実施されている裁判員制度について</u>、どのような印象を持っていますか。次の $(a)\sim(i)$ の項目について、次の中から最も当てはまるものを1つ選んでください。 (各SA)

まず、「(a) 裁判がより公正中立なものになった」についてはどうですか。 (以下(b)~(i)について聞く)

(各項目 n=1,976)

	· ·	(1784 11 1)					., 0.0/
		そう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	そう思わない	平均点
(a)	裁判がより公正中立なものになった	8.6	27.9	47.9	10.7	4.9	3.25
(b)	裁判がより信頼できるものになった	8.5	29.2	46.7	11.6	4.0	3.26
(c)	裁判所や司法が身近になった	15.1	35.5	30.5	13.1	5.8	3.41
(d)	裁判の結果(判断)がより納得できるものになった	6.3	22.8	51.6	13.5	5.9	3.10
(e)	裁判の結果(判断)に国民の感覚が反映されや すくなった	15.1	38.9	32.6	9.8	3.6	3.52
(f)	事件の真相がより解明されている	6.5	21.4	51.7	14.7	5.7	3.08
(g)	裁判の手続や内容がわかりやすくなった	7.4	20.9	46.2	16.9	8.6	3.02
(h)	裁判が迅速になった	5.8	16.4	49.8	17.5	10.5	2.90
	刑事裁判や司法など公の事柄について,国民の						
(i)	関心が増して自分の問題として考えるように	11.7	36.0	35.0	12.1	5.1	3.37
	なった						

Q8 【回答票8】あなたが前問のような印象を持つことになった原因は何ですか。当てはまるもの を、次の中から全てあげてください。(MA)

59. 1 (7)	新聞報道	0. 9 (ħ)	裁判傍聴	
9.0(1)	雑誌	10. 5 (ケ)	家族・友人・知人等の話	
4. 3 (†)	書籍等	4. 0 (¬)	勤務先での話	
87. 8 (I)	テレビ報道	3. 2 (†)	専門家, 識者等の話	
11.8 (\$\pi\$)	ラジオ報道	8. 3 (シ)	特に原因はなく、自分でそ	このように考えた
20. 1 (ħ)	インターネット	0. 6	その他(具体的に)
1. 1 (‡)	裁判への関与	0. 6	わからない	
			(n=	=1,976, M.T.=221.1%)

- **Q9** 【回答票9】あなたが刑事裁判に参加するとした場合,あなたにとって心配や支障となるものはどれですか。当てはまるものを,次の中からすべてあげてください。(MA)
 - 78.5(ア) 自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる
 - **63.1**(イ) 素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかという 不安がある
 - **52.6**(ウ) 専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない
 - **50.2**(エ) 冷静に判断できる自信がない
 - 47.8(オ) 遺体写真等の証拠を見ることに不安がある
 - **54.9**(t) 被告人やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかという 不安がある
 - 33.8(キ) 裁判員の職務を通じて知った秘密を守り通せるか自信がない
 - **42.1**(ク) 裁判に参加することで仕事に支障が生じる
 - 22.4(ケ) 裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる
 - 2.5(コ) 特にない
 - 1.2 その他(具体的に
 - 0.5 わからない

(n=1, 976, M. T. =449.5%)

Q10 (調査員注: 対象者に資料1をよく読んでもらってから質問をする)

【資料1】刑事裁判で刑の執行を猶予する場合には、被告人を保護観察に付すことができます。保護観察とは、保護観察所による指導監督を受けることを義務づけ、更生を図る制度です。これまでの執行猶予判決の中で保護観察が付された割合を見ると、裁判官のみの裁判では32.1%であるのに対し、裁判員裁判では54.7%となっています。

【回答票10】裁判員裁判におけるこのような傾向について、あなたはどう思いますか。(SA)

- 23.3(ア) 妥当だと思う
- 24.1(イ) どちらかといえば妥当だと思う
- 39.2(ウ) どちらともいえない
- 7.8(エ) どちらかといえば妥当ではないと思う
- 5.6(オ) 妥当ではないと思う

(n=1,976,平均点 3.52)

(全員の方に)

Q11 【回答票11】あなたは裁判員として刑事裁判に参加したいと思いますか。(SA)

(n=2,000)

- 4.1(ア) 参加したい
- 10.9(イ) 参加してもよい
- **42.7**(ウ) あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない
- 41.1(エ) 義務であっても参加したくない
- **1.3** わからない

Q12 (調査員注: 対象者に資料2をよく読んでもらってから質問をする)

【資料2】実際に裁判員を経験された方のうち、48.4%の方が、裁判員に選ばれる前は、裁判員を「あまりやりたくなかった」「やりたくなかった」と回答されています。その一方で、裁判員として裁判に参加した感想についてお聞きすると、96.1%の方が、「よい経験」「非常によい経験」と感じたと回答されています。(平成27年度アンケート調査結果報告書)

【回答票12】あなたが裁判員に選ばれるかもしれないとして、参加意欲を高めるために必要な情報はどれですか。当てはまるものを、この中からすべてあげてください。(MA)

- 46.2(ア) 勤務先における休暇制度(裁判員に選任された場合に利用できるもの)
- 23.4(イ) 周辺地域における一時保育・介護サービス
- 42.6(ウ) 裁判員に選任された方へ支給されている経済的補償
- 51.1(x) 裁判に参加して精神的負担が生じた方への支援制度
- 44.0(オ) 裁判員として実際に裁判に参加された方の具体的な経験談
- 7.3 その他(具体的に

(n=2,000, M. T. =214.5%)

)

Q13 【回答票13】刑事裁判や司法など公の事柄については、国や専門家に任せておくのではなく、 国民が自主的に関与すべきであるという考え方について、あなたはどう思いますか。(SA)

19.7(ア) そう思う

32.6(イ) ややそう思う

26.5(ウ) どちらともいえない

13.9(エ) あまりそう思わない

7.4(オ) そう思わない

(n=2,000, 平均点 3.43)

最後に、ご回答を統計的に分析するために、あなたご自身のことについて伺います。

F1【回答票F1】あなたの性別を教えてください。(SA)

48.3(ア) 男性

51.7(4) 女性

F2【回答票F2】あなたの満年齢を教えてください。(SA)

12.3(7) 20~29歳 **15.3**(4) 30~39歳 **17.8**(ウ) 40~49歳

14.9(x) 50~59歳 17.3(t) 60~69歳 22.5(t) 70歳以上

F3【回答票F3】 あなたのご職業を教えてください。(SA)

36.2(ア) お勤め(公務員・会社経営者を含む)

10.4(イ) 自営・自由業

14.9(ウ) パート・アルバイト

22.9(エ) 専業主婦・専業主夫

2.0(オ) 学生

13.6(力) 無職

0. 2 その他(具体的に)

以上で面接調査は終了です。

ご協力ありがとうございました。

標本抽出方法

母 集 団:全国の市区町村に居住する満20歳以上の者

目標回収数: 2, 000人 地 点 数:125地点

抽 出 方 法:層化2段無作為抽出法

[層 化]

1. 全国の市町村を、都道府県を単位として次の11地区に分類した。

(地 区)

北海道地区=北海道						(1道)
東北地区 =青森県,	岩手県,	宮城県,	秋田県,	山形県,	福島県	(6 県)
関東地区 =茨城県,	栃木県,	群馬県,	埼玉県,	千葉県,	東京都,		
神奈川県	具					(1者	『6県)
北陸地区 =新潟県,	富山県,	石川県,	福井県			(4 県)
東山地区 =山梨県,	長野県,	岐阜県				(3県)
東海地区 =静岡県,	愛知県,	三重県				(3県)
近畿地区 =滋賀県,	京都府,	大阪府,	兵庫県,	奈良県,	和歌山県	(2店	牙4県)
中国地区 =鳥取県,	島根県,	岡山県,	広島県,	山口県		(5 県)
四国地区 =徳島県,	香川県,	愛媛県,	高知県			(4 県)
北九州地区=福岡県,	佐賀県,	長崎県,	大分県			(4 県)
南九州地区=熊本県,	宮崎県,	鹿児島県	具,沖縄県	Į		(4 県)

- 2. 各地区においては、さらに都市規模によって次のように 25 分類しそれぞれを第 1 次層として、計 65 層とした。
 - 大都市(都市ごとに分類)

(東京都区部,札幌市,仙台市,さいたま市,千葉市,横浜市,川崎市,相模原市, 新潟市,静岡市,浜松市,名古屋市,京都市,大阪市,堺市,神戸市,岡山市,広島市, 北九州市,福岡市,熊本市)

- 人口20万人以上の都市
- 人口10万人以上の都市
- 人口10万人未満の都市
- 〇 町 村
- (注) ここでいう都市とは、平成28年4月1日現在市制施行の地域である。

また,人口による都市規模の分類は,住民基本台帳に基づく平成28年1月1日現在の人口による。

〔目標回収数の配分及び調査地点数の決定〕

地区・都市規模別各層における母集団数(平成28年1月1日現在の20歳以上人口)の大きさにより目標回収数及び調査地点数を配分した。

〔抽 出〕

- 1. 第1次抽出単位となる調査地点として、平成22年国勢調査時に設定された調査区を使用した。
- 2. 調査地点(調査区)の抽出は、調査地点数が2地点以上割り当てられた層については、

抽出間隔= 層における国勢調査時の当該母集団人口(計) 層で算出された調査地点数

を算出し、等間隔抽出法によって抽出した。また、層内での調査地点数が1地点の場合には、 乱数表により無作為に抽出した。

- 3. 抽出に際しての各層内における市区町村の配列順序は、平成22年国勢調査時の、市区町村コードに従った。
- 4. 調査地点における対象者の抽出は、性別年代別人口構成に応じて設定された目標回収数に達するまで行った。